

平成18年第2回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成18年6月22日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時23分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	9番	平野洋一君	10番	足利光治君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

欠席議員(1名)

11番 遠山昭二君

出席説明員

市長	田苅子進君	助役	相山槇二君
助役	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	杉本正人君
経済部長	佐々木幸二君	朝日総合支所長	城守正廣君

総務課長(併)  
選挙管理委員会  
選挙委員  
石川 誠 君  
財政課長  
三好信之君

建設水道部次長  
兼管理課長  
稲澤 要 君

市立土別総合  
病院事務局  
藤森和明君

教育委員会  
委員  
佐々木 正雄 君  
教育委員会  
委員  
朝日 保 君

教育委員会  
教育部  
佐々木 文和 君

農業委員会  
会長職務代理者  
丹治 行夫 君  
農業委員会  
事務局  
石川 通広 君

監査委員  
三原 紘隆 君  
監査委員  
局長  
横山 日出夫 君

事務局出席者

議会事務局  
局長  
辻 本 幸 慈 君  
議会事務局  
局長  
藤田 功 君  
議会事務局  
局長  
近 藤 康 弘 君  
議会事務局  
局長  
浅 利 知 充 君  
議会事務局  
局長  
岩 端 聖 子 君  
議会事務局  
局長  
議事課  
局長  
議事課  
局長

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は21名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。11番 遠山昭二議員から欠席の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

3番 伊藤隆雄議員。

3番(伊藤隆雄君)(登壇) 平成18年の第2回土別市議会定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。

初めに、昨年9月に旧土別市と朝日町が合併し、新土別市が誕生して早くも10カ月が経過しようとしております。私は、合併後の新市となっても変わることのない市を支える基幹産業として農業の位置づけを明確にする必要があると考えております。そのために、農業振興の重点施策を推進し、活力ある農業を構築するための農政対策の具体的取り組みについて市長の御見解をお伺いいたします。

新生土別市の基幹産業としての農業を、将来展望を見すえたあるべきビジョンを示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

本市農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や経営者の高齢化が進む中で、農業・農村の活力を維持向上させるためには、次代を担う担い手の育成、確保をするとともに、女性や高齢者が活躍できる農村づくりを積極的に推進することが重要であると考えております。

更に、地域農業を発展させるためには、その原動力であります農業者の経営に対するたゆまない自助努力は当然であります。しかし農業者の自助努力にも限界があります。したがって、自助努力の限界を超える分野については行政の支援も必要であり、大局的見地から見れば、このことが市民と行政が手を携え、課題解決に力を合わせるといった協働のまちづくりの原点ではないでしょうか。

また、担い手の育成確保につきましては、農業・農村担い手支援規則による参入機会の拡充に努めてはいるものの、大切なことは現在地域農業を担っている青年層や女性、高齢者など、現在地域で営農に努力されている農業者を減少させないことが極めて重要であり、そのことが農村コミュニティーを支えているのであります。

したがって、農業者の自立と経営が維持され、農業・農村を継続的に発展させる上にも、経営意欲と取り組む勇気を喚起させ、将来に希望を持って農業に携わることができるように、本市の農業のあるべきビジョンを示す必要があると考えるからであります。

次に、農業・農村活性化条例の目的達成に向けた施策の具体的方策の内容はどのようなものか。また、条例の理念に基づく各事業の総点検と再構築を行う実効性のある予算の内容はどのようなものか。更に、活性化計画の自立に当たっての策定作業はどの程度進んでいるのか、以上の点について要点を伺います。

次に、品目横断的経営安定対策の現状認識と今後の対策であります。

御承知のように、19年から導入されます本制度につきましては農家の経営を大きく左右するものであり、したがって、円滑な移行に向けて行政と関係機関が連携して話し合いが行われているものと考えますが、現在の状況を見ると、認定困難農家戸数では土別市において販売農家戸数853戸の11.4%に当たる89戸がこの制度の助成金交付対象から外れる実態にあります。

この状況で推移いたしますと、今後において遊休地や耕作放棄地の発生を誘発させ、結果的に自立経営が困難となって離農を余儀なくされ、農村集落機能の維持も困難にする結果を招き、ひいては農家戸数の減少に結びつき、地域農業の崩壊につながりかねない危険性をはらんでいるものと考えております。したがって、この状況を重く受けとめ、今後の具体的対策にどう取り組まれるかお伺いをいたします。

次に、住民の生活交通対策についてであります。

旧朝日町の公共交通は、路線バスの運行と土別ハイヤーの営業によって住民の生活利便性が図られてまいりました。しかし、御承知のように今年の3月末をもって朝日営業所は廃止され、バス以外の公共交通は現在皆無であります。住民は現在必要に応じ本社に電話による申し込みによって約30分の時間待ちというような現状にあるわけであります。

しかし、通院その他日常生活において急ぎに間に合わない状況となり、住民の足の確保が当面の課題であります。今後の対策と取り組みについてどのように対処するのかをお伺いいたします。

この機会に、対策として考えられることを若干申し上げたいと思います。構造改革特区の導入による規制緩和、NPO法人等による民間参入の方法も考えられますけれども、また一方、新公共交通のあり方としては、きのう平野議員さんからもお話がございましたように、福島県南相馬市が取り組んでいる町タクシーの運行もあります。現在、11県22市町村で開催されております。

このことは、行政サービスの価値革命として新多目的交通システムが導入され運行されており、この背景には行政が財政的支出を上手に使って住民によりよい行政サービスを提供する使命として考えられたものであります。

旧朝日町は、現在3路線でバスが運行されておりますが、行政側の財政支出もあって利用者

の動向もありますけれども、将来的には路線バスの休廃止も予測され、地域住民の足の確保に対する自治体への要請は高まることが予測されます。一方、これらの対応はバス運行との整合性を図りながら進めることが肝要であるというふうに考えております。

更に、行政サービスの費用対効果としての価値評価を導入し、その効果を地域に拡大していくことが地域の活性化に役立つということを実証するために、行政として状況を十分に見きわめ、今後の課題として取り組むことが移り変わる時代の要請として考えるべきことではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

以上、2つの課題についてお伺いいたしました。質問の終わりに臨み、田苅子市長の高い識見と行政手腕がいかんなく発揮され、市長の理念であります勇気、決断、実行をもって今後の市政運営にあたっていただくよう御期待を申し上げ、一般質問を終わります。（降壇）  
議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 伊藤議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、今後の農政対策と重点施策の推進については、私から御答弁を申し上げますが、住民の生活交通対策につきましては朝日総合支所担当助役から御答弁を申し上げることにいたします。

本市の農業・農村は先人たちのたゆみない努力によって、さまざまな農業情勢の変化に対応しながら経営規模の拡大や生産基盤の整備、更には機械化などを精力的に進められる中で稲作を中心とする農業生産の展開によって近代的と呼ばれるにふさわしい経営の確立が図られ、北海道でも有数の食糧基地として発展をしてきたものであります。

しかしながら、本市を取り巻く農業情勢は米を初めとする農畜産物価格の低迷、農業者の高齢化による農家戸数の減少などが進み、過疎化が地域の社会問題となっている中で、農業や農村における活性化が今強く求められてきている状況であります。

こうした多くの課題を乗り越えて本市農業が未来永劫に発展していくためには、これまで以上に農業者を初め農業関係機関、団体が一丸となって知恵を出し合い、市民全体の合意形成のもとに環境と調和した持続可能な農業を確立することが極めて重要となるのであります。

そこで、農業の将来を見据えたあるべきビジョンを示すべきとのことであります。ただいま申し上げてまいりましたことを背景に、本市ではこれまで農業・農村が今後においても力強く発展していくために収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる、豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもとで貴重な財産として将来に引き継いでいくという土別市農業・農村活性化条例の精神に基づきまして、この目的を達成するため中長期的な視野に立って目指すべき姿に向けての土別市農業・農村活性化計画を策定してきたところであります。

本計画は、平成12年度から14年度までを第1期として農業の原点でもあります土づくりを柱として推進し、更に15年度から18年度までの第2期においては人づくり・村づくりを柱とする中で、一人でも多くの方が本市において営農できるように、次代を担う青年や女性などのすぐ

れた担い手を育成・支援することを目的として総合的な対策を推進してきたところであります。

また、新市における活性化計画につきましては、本市まちづくりの基本となります新市の総合計画の策定作業を18、19年度の2カ年で進め、平成20年度をスタートとすることといたしておりますが、活性化計画も総合計画と歩調をあわせて平成20年度をスタートとするべく、今後策定作業を進めてまいります。

この新たな活性化計画の策定につきましては、新生土別市におきまして今後の農業振興策における基本となるものでありますことから、本市がこれまで取り組んできました農業の原点でもある土づくりや人づくりを基本としつつ、議員のお話しにもありましたように、19年度から導入される品目横断的経営安定対策や産地づくり交付金制度の見直し、更には年内の最終合意が目標とされますWTO農業交渉などを十分に見据えながら、戦後最大の農政改革と言われる農業の変遷の時代の中にあって、農業の持つ多面的機能を市民合意のもとで共有できるように築き上げていかなければならないと考えております。

また、各事業の総点検と再構築につきましては、これまでも各関係団体等と検討いたす中で、予算に反映できるものは一応してきたところであります。特に、新規参入者の経営規模の拡大を希望する農業経営者に対する助成措置の拡大を初めとして、経営初期にかかる投資額の軽減を図る農業機械リースに対する補助事業の創設、また寒冷地作物生産性向上促進事業におきましては、新たにてん菜の庭先貯蔵に対する助成策も講じてきたところであります。

更に、農作物栽培試験におきましては、新たな栽培試験方法として大豆の密植栽培による収量調査の実施や、朝日地区においてはカボチャ、パレイショ、アスパラガスの生産に対し、特用作物安定生産奨励事業の継続など、前段申し上げましたように総点検を行う中での編成といたしたところであります。

ただいま申し上げましたように、農業・農村を取り巻く環境が大きな転換期にある今日、とりわけ北海道は我が国の農業王国でもあり、農業を基幹産業とする本市はその一翼を担うだけに、その果たす役割と責任は極めて重要でありますことから、今後におきましても関係機関・団体と連携のもとに、さらなる本市農業の振興に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策が導入されることにかかわって、本市農業・農村の将来を憂慮されてのお尋ねでございました。

この制度の実施にかかわる農政改革関連3法案につきましては、今般の国会において成立されたところであります。昨年10月に経営所得安定対策等大綱が制定されて以来、今日まで本市におきましては関係各機関との作業チームを編成する中で、新たな制度で支援の対象となる認定農業者の要件見直しを行うとともに、各集落における制度説明会等を数多く開催してきたところであります。平成19年度からの制度とはいえ、この7月には経営規模特例基準の設定手続から始まり、9月には秋まき小麦を作付けする農家を対象として収入変動緩和対策への加入申請の手続が開始されますことから、実質的な対応といたしましてはよいよ終盤戦に入ったとの思いを強くするものであります。

そこで、この制度の実施に向けた具体的な対策についてであります。まずは交付金の対象者が確実に制度へと加入できるようにするものであり、これとあわせて交付金の対象外となる農家への対応をしっかりと行うことが今は何よりも重要であると考えております。

このため、現時点におきまして経営規模が要件に達していないことから、今後において農地の集積を目指す農家に対しては法律的な農用地の集積を促進するとともに、現状において他の作物へと転換せざるを得ない農家については所得確保が可能な作物への誘導が必要となります。更に過去の作付け実績を地域内で有効に活用する方策としての地域内作業の受委託や集落営農の組織化なども着実に推進することで、一人でも多くの農業者を交付金の対象としていくことが喫緊の課題でありますので、営農指導を担う農協や関係機関とも十分に連携を図りながらこれらの対応に向けて精力的に取り組んでまいります。

本市は開拓以来今日まで農業を基幹産業として発展してまいりましたことは、改めて申し上げるまでもないことでありますが、今回の農政改革によって本市における農業経営が行き詰まるようなことになれば、結果として本市の基盤とも言える農村集落機能そのものまでが、伊藤議員の御懸念のように維持できないという状況にもなりかねませんので、今後明らかにされる制度運用の内容を十分に注視する中で、本市の立場において言うべきことは勇気を持って国や道に対してもしっかりと声を出してまいります。

以上、申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私から、住民の生活交通対策についてお答えをいたしたいと思っております。

市では、今までいろいろな対策を講じてきたところでございます。バス会社に対しましては営業費に対する助成や委託業務などの支援を行ってまいりました。また、ハイヤー会社に対しまして、旧朝日町のことでございますけれども、営業所を新築いたしまして会社に低家賃で賃貸をしていたという施策を行ってまいりました。

しかし、現在マイカーの普及と過疎化の影響による営業収入が減少している状況が続いてございます。平成15年4月には、バス3路線のうち2路線につきまして廃止路線となったところでありまして、その対策として市直営でのバス運行に切りかえたところでございます。

また、本年3月31日には土別ハイヤーの朝日営業所が閉鎖をいたしました。本社への事前予約により約30分程度の待ち時間はございますけれども、朝日町内全域をカバーしていただける状況ということで、会社の方ともいろいろ意見交換をしてきた状況でございます。

このような現状を踏まえ、本市の将来的な公共交通体系を展望いたしてみますと、過疎化、少子高齢化はますます進み、路線バス、ハイヤーとも更に利用者の減少が予測されるところでございます。今までの営業収益などを考えますと、利用者の減少は経営の悪化に即つながり、その結果、不採算路線は切り捨てられるということになりますので、地域住民の生活を守るため交通確保、交通弱者対策のために朝日町内はもとより全市的な広域的対策が必要なものと考

えている次第でございます。

現在、全国においても路線バスやタクシーなどの既存の交通機関に頼らない新たな交通体系システムに取り組み、現に実施している自治体、地域も数多く出てきております。伊藤議員も触れられておりますが、構造改革特区事業としてタクシー等の公共交通機関によっては高齢者、身体障害者等移動制約者にかかる十分な輸送サービスが確保できない場合のNPO等によるボランティア輸送における有償運送可能化事業、あるいはタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できない場合には、NPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送可能化事業などがございます。

先ほど、福島県旧小高町の関係も触れられておりましたが、おだかe-まちタクシーは県の商工会議所連合会、それから商工会、小高町の3者で実施体制が組織されているところでございます。内容的には、車両運行は地元のタクシー会社に委託をしており、電話予約方式を採用した乗り合い方式のタクシーでございます。平成15年度から本格的に運用されましたが、その後全国的波及を見ているというぐあいにお聞きをいたしてございます。

これからの過疎化、少子高齢化などに柔軟に対応していくためには各関係機関、自治体などで既存の公共交通機関にとらわれない自分たちの地域の特性に応じた新たな交通システムが研究開発されるものと考えております。伊藤議員の御提言を踏まえながら、既存バス、ハイヤーなど関係機関との調整、公共交通対策にかかわる費用対効果、市の財政状況などを見据えて、市民の皆さんが安全・安心・快適に生活できる公共交通機関のあり方や新交通システムの確立などについて調査・研究等を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成18年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、林業振興対策についてでございます。

土別市民の森づくり計画の内容についてお伺いするものであります。

1つ目は、これまで道の治山事業によっていわゆる当時の生活環境保全林事業によって羊と雲の丘の周辺を実施しているようではありますが、その実施箇所とその整備内容と、更にあわせて完成後の効果と現行の中での問題点を挙げてほしいと思います。

聞くところによりますと、今後は維持費が相当見込まれているようですが、どんな形での維持管理がされていくのでしょうか。あわせて、経費的にはどうなるのかお伺いするものであります。

市内の観光名所でもあることから、諸団体等に呼びかけてでも美化運動などを積極的に展開し、更には住民みずからが参画して施設に対する意識の高揚を図ることからも意義深いことだと思いますが、行政としての取り組みができないのかお伺いするものでございます。



2つ目には市有林についてであります。新士別市の総面積が約11万2,000ヘクタールのうち、林野面積に至っては73.6%の8万2,000ヘクタールとなっております。そして、市有林については旧市町合わせて2,524ヘクタールで、森林面積の約3%程度であります。その市有林の人工林の整備状況については68%の1,723ヘクタールであり、樹種は針葉樹が大部分を占めている状況でございます。

森林の持つ多面的な機能を発揮するためには、自然と調和した豊かな森づくりが必要であるとして新市建設計画に記載されているのであります。厳しい財政状況下ではあります。年次計画を持って将来の財産づくりの意味からも資金的支出ができないものでしょうか。

また、環境づくりの上からも国や北海道も山づくりは我が国の重要課題でもあることから、地方の要請があれば補助金もつくと思うのであります。この機会に国や北海道の取り組みの姿勢について伺いたいと思います。

3つ目には朝日地区市街地の裏山、通称あさひ町民の森の整備についてであります。このことには、旧朝日町議会時代に質問をしているのであります。平成8年に国有林から50ヘクタールを7,230万円で購入したのですが、自然な状態で山を残すとの答弁でありました。合併をして新しいまちづくりの意味からも、この機会に三望台ジャンプ台から系魚小学校までの間の森林を整備することで森林学習の場としての見本林、あるいは市民のいこいの場所やスポーツ施設としての活用など多目的な利用が可能となります。

国庫補助事業に共生保安林整備事業がありまして、国・道がそれぞれ2分の1の補助事業であります。その目的は快適な生活環境、自然環境の保全・形成を図るために防災機能の発揮が必要とされる地域における森林の総合的な整備をすることにあります。いわゆる市街地周辺や自然環境がすぐれた地域等の保安林の整備を多目的に生かしての事業でありまして、遊歩道やあずまや、トイレや駐車場の整備などができるとされております。この地域の森林は天然林であって樹種も非常にたくさんあることから大変に貴重な山であることから、新年度に向けて計画をするべきだと思います。いかがでしょうか。

次に、環境対策についてであります。

1つ目は、士別バイオマス利活用推進協議会の取り組み経過と具体的な実施の内容についてであります。

今、地球温暖化問題は人類が早急に取り組まなければいけない最も重要な問題であり、京都議定書の締結により温室ガスの削減が義務化され、国もその取り組みを進めているところではあります。

一方、大量生産、大量消費社会を改め、限りある資源を有効活用する循環型社会に変わりつつあります中で、農業から発生するバイオマスを有効利用することにより農業の自然循環機能を維持・増進し、その持続的な発展を図ることが可能となって、更には農業に食料供給などの役割を加え、エネルギーの供給などの役割という可能性を与えるとともに、都市と農村の共生を促進することが期待されているのではないのでしょうか。

現在、農水省においてはバイオマスの資源活用を積極的に推進するとあって、食料・農業・農村基本計画の見直しのときにこのことが盛り込まれ、北海道についてもバイオマス利活用推進連絡会議が設置されるなど、環境対策や農業資源の有効活用などの取り組みが積極的に展開されているのはご承知だと思います。

そこで、本市においても既に土別市バイオマス利活用推進協議会が設立されていますが、この機会にその取り組みの経過と具体的な内容についてお伺いするものであります。

2つ目には、旧朝日町のごみ焼却場とその跡地についてお伺いいたします。

最終処分場を朝日町似狭地区に建設後は、平成14年11月に焼却場は閉鎖されておりますが、今後の計画をお聞きしたいと思います。ダイオキシン濃度が国の基準を超えていることから廃止をしたのでありますが、焼却場の解体の時期とその費用には国庫補助があると以前に聞いたことがあるのですが、現在もそのような制度があるのでしょうか。

また、解体あるいは整備についてはその予算はどれくらい必要なのか、現在の建物の管理状況は、安全面や防災面からどうなっているのかをお聞かせいただきたい。

更には、平成8年から9年ころからであります。すぐ横を流れる天塩川の水質検査を実施してはありますが、いつの時点まで検査をして、どういう結果が出たのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

合併時には気にもしていなかったのですが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。北海道の焼却場施設の閉鎖の許可は何年何月何日に出ているのかも伺いいたします。

そして、旧朝日町のごみ処分場はいつの時点までに、どのような形で整備されるのかを伺いたいのと、地域住民の声や要望を聞く用意があるかもこの機会にお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、小中一貫教育についてであります。

最近になって、小学校から中学校への移行によって生じる心理的負担を軽減したゆとりある安定した生活をするためにとか、9年間を通して子供の多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習、心の教育や生活指導と関連づけた生き方指導や年齢を超えた子供たちの活動、社会とのかかわりを重視し豊かな社会性や人間性の育成を目指す、そんなことで柔軟で系統性のある教育活動を実現するために小中一貫教育が全国のあちらこちらで実践されておるのであります。

大・中都市では諸問題が多くて難しい部分もあるようではありますが、小規模校の多い本市などには実現性のある一貫教育ではないでしょうか。我々のかけがえのない地域の貴重な子供たちは、自然豊かなこの地域の責任で育てることが必要だと思います。国の教育基本法が国会で論議されているのでありますが、本市においても小中一貫教育の実現の可能性を検討する考えがないのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

最後になりますが、朝日地区の小中一貫校の設置を考えられないかをお聞かせください。旧朝日町議会時代には中高一貫校の可能性がないのかを調査した経験があります。平成10年の年

であります、その当時は公立の中高一貫校は宮崎県の上野原町が最初でありまして、その教育環境に感動したのを今でも鮮明に覚えております。平成6年に開校したことで、人口5,000人の町は活気に満ちあふれておりました。

そこで、朝日地区の小中学校を一貫校として実現できないのかを提言するものであります。間もなく中学校の敷地内に移転新築される糸魚小学校であります、この機会に先ほど一貫教育を実践する提言とあわせて質問させていただきました。いずれも特区の申請をして認可が必要であります、朝日地域に子供たちを残す意味からも検討してみる価値は十分にあるのではないかと考えております。

道内には、三笠市の一部で平成17年4月から特区認定がされており、将来的には全市での小中一貫教育を実施の予定でもあるそうであります。これからの時代、ゆとり教育の観点からもそうであります、個性ある学校教育の環境が本市にあってもよいのではないのでしょうか。

合併してよかった、そんなまちづくりのためにも小中一貫の設立のお願いをさせていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から林業振興に対する御答弁を申し上げまして、環境対策につきましては経済部長並びに朝日総合支所長から答弁を申し上げ、小中一貫教育につきましては教育委員会の方から御答弁を申し上げることにいたします。

林業振興に対する件について何点かお尋ねがございましたが、まず生活環境保全林、いわゆる生環林の整備についてであります。この事業は市街地周辺における保安林の機能を多目的かつ高度の発揮させるための造成、改良、整備等の実施を目的としたものでありまして、現在本市で唯一生環林の指定を受けている羊と雲の丘の東側に位置した10.38ヘクタールにおいて、観光地としての景観形成と市民の森林に対する意識高揚のため北海道が事業主体となって実施をされているものであります。

この内容につきましては、事業機関が平成11年度から14年度までの4年間、総事業費は2億6,800万円、これを国と道が2分の1を負担し、38種類の樹種植栽を7,400本、その樹名板の設置が110枚、更に附帯施設として管理用道路370メートル、遊歩道1,750メートル、休憩施設等が整備され、事業完了後はさまざまな樹種を樹名板により確認しながらの森林浴や野鳥観察など市民の憩いの場として活用されているものであります。

ただ、平成14年度の事業終了時点においては、植栽した樹木の生育を促すための下刈りや冬囲いとその取り外し等の保育事業について、10年間道において継続実施されることとなっております。その後において道の財政事情から下刈りなどが植栽後5年間へと短縮されましたことから、当初の予定より早く、今年度からは平成12年度に植栽されたものから順次市の管理となってくることが一つの課題となっているわけでありまして。

そこで、今後において諸団体や住民みずからが参加できる維持管理ができないのかどうかと

いう御提言でございました。本市の生環林は森林レクリエーションなどの場として生活にゆとりを提供することで、市民の健康を保つ保健保安林として指定を受けたものであります。このため、市民みずからが保育活動に参加することで、市民の安全で快適な暮らしを支える森林への意識高揚を図ることは極めて意義深いものがあります。

したがって、今後における維持管理につきましては、例えば市民の観光施設への理解と意識の高揚を図ることを目的として毎年4月に実施をしている市民観光意識盛り上げ事業と連動して行うことなども視野に入れて、観光協会を初め未来に町をウルゾー会など関係団体との連携を図り、御提案の趣旨を十分に踏まえて検討してまいりたいと思っております。

次に、市有林に対する資本投資を含めた計画的な整備についてであります。

市民共有の財産である市有林の持つ多面的な機能を保持・増進するために、本市ではこれまで士別市森林整備計画に基づく計画的な資本投資を実施しており、現在の人工林整備面積はただいまお話しがありましたように市有林全体の68%となっております。また、計画的な森林整備を推進していくためには、森林の現状を的確に把握する必要があるため、士別地区の市有林については、平成16年度に緊急地域雇用創出特別対策事業を活用して、林齢20年生以上の人工林を対象に標準値調査で材積調査を行い、朝日地区におきましても独自の材積調査を行ってきたところであります。この結果に基づいて公有財産の管理を行うための基礎資料として活用しております。

新市におきましては、この調査結果に基づいた計画的な市有林整備を行っているところでもあり、今後におきましては平成20年度に向けて策定されます士別市総合計画におきまして市有林整備の重要性をしっかりと位置づけする中で、森林を取り巻く情勢変化に対応した計画の見直しを行いながら効果的な整備に努めてまいり所存であります。

また、森林整備にかかわる国や道の補助金活用についてであります。森林の持つ多面的機能の重要性、更には環境問題対策という観点においても森林整備の推進は必要不可欠でありますことから、国においては行財政改革という中にあっても造林補助事業予算は同額を維持しているところであります。

しかしながら、北海道は極めて厳しい財政事情から平成17年度予算では前年度との対比で約20%も減の規模となっているため、市有林と民有林における補助事業としては減額された予算内での森林整備推進とならざるを得ません。したがって、民有林整備を担っている士別地区森林組合とも十分に協議を行いながら効果的な森林整備の推進に努めるとともに、北海道市長会を初め関係機関とも連携を図りながら、今後の予算確保に向けた要請なども行ってまいり所存であります。

森林は国土の保全や水資源の涵養、地球温暖化をもたらす二酸化炭素の吸収、貯蔵やレクリエーションの場、野生生物の生息、生育の場の提供など多面的な機能を有している貴重な財産であります。特に、市有林につきましては将来にわたって引き継ぐべき市民共有の財産でありますことから、今後におきましても各種事業を活用する中で元気な山づくり推進に努めてまい

る考えであります。

次に、朝日町民の森の整備計画についてであります。朝日町民の森は、お話しのように平成8年3月に当時の旭川営林支局から購入したものであります。この町民の森は一部に造林地はありますものの、その大半は天然林で樹種も多く、エゾコノハヅク等の野鳥、クワガタなどの昆虫類が多数生息し、山菜も豊富な自然豊かな森でありますことから、できるだけ自然のままの状態を維持し、市民が余暇活動を通じて森林と親しみ触れ合うことにより森林の機能や役割について理解を深めるために、今後合併後は土別市民の森と名称を変更して現在に至っておるわけであります。

そこで、市民の森を国の共生保安林整備事業を活用した整備計画策定のお尋ねがございました。この共生保安林整備事業は、北海道が事業主体となって国が2分の1、道が2分の1の負担割合で実施する事業であり、その内容は共生保安林整備統合補助事業、海岸防災林造成事業、防風林造成事業、環境保全技術開発モデル事業の4つの事業内容であります。

市民の森の整備計画の策定ができる事業となれば、共生保安林整備統合補助事業のうち、前段申し上げました生環林事業であろうと思いますが、この事業は市街地等の周辺にある保安林または保安林の指定が確実なものの機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等を実施する事業となっております。その事業区分は植栽工、盛土工等の森林造成、本数調整伐、整理伐等の林相改良、水路工、土留工等の簡易な治山施設の整備、管理車道、管理歩道、標識類等の附帯施設の整備、そして森林造成等の全体計画策定のための調査の5項目となっております。

仮に、本事業により整備計画を策定するとなりますと、新たな事業上クリアしなければならない各種の工事などが想定されますので、やはり前段御答弁申し上げましたように、この市民の森は野鳥の営巣場所でもあり、自然豊かで大変貴重なことから、人の手を入れないで手つかずの自然を保護しながら市民に開放していくことが大切なことではなからうかと思っております。

したがいまして、ただいま申し上げてまいりましたように、整備効果等を勘案すると、現段階での総合的な整備計画の策定は困難なものと考えられますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、環境対策にかかわって土別市バイオマス活用推進協議会の取り組み経過と具体的な内容についてお答えいたします。

お話しのように、今まさに地球規模における化石資源と水資源の枯渇に加え、温暖化によって生態系を初めとする地球環境全体への悪影響が大変危惧される状況にあります。このような中で、近年は農業は本来有している自然循環機能や水資源の涵養、更には農作物が二酸化炭素を吸収する大気浄化機能などのいわゆる多面的な機能が大きな注目を集めるようになっており、

とりわけ生物系の有機資源であり生命と太陽がある限り枯渇することなく、たとえ焼却をしても二酸化炭素を増加させないとされているバイオマス資源の利活用は積極的に展開されているものであります。

そこで、土別市バイオマス利活用推進協議会の取り組み経過とその活動内容についてであります。

まず、協議会を設立するに至った背景から申し上げますと、本市では自然循環型システムの構築に向けたごみの分別収集を実施しているところでありますが、現在は最終処分場に埋め立てしている生ごみや下水処理場から発生する汚泥についても、新たな資源としていかに堆肥化を図っていくかが大きな課題となっているところであり、平成16年に広域合併された北ひびき農協においても、野菜の選別施設から発生する残渣物の堆肥化に向けた施設整備が検討されてきたところであります。

また、本市では土づくりを柱とした農業振興施策を精力的に推進しているところでありますが、一方では地力増進に向けた有機質資材として最も効果的な堆肥が農家の需要に応じきれないという状況もあり、市内に賦在する再生可能なバイオマス資源の堆肥化に向けた全市的な検討が必要となったところであります。

このため、平成17年8月にこれらの課題について協議する組織として、市の関係部局、農協、普及センター、森林組合、畜産農家の団体、更にはごみ減量化推進協議会、消費者協会等の方々を構成メンバーとするこの協議会を設立したところであります。

平成17年度の協議会の具体的な活動内容で申し上げますと、道内における先進処理施設での研修を初め、めぐみ野土別における生ごみ、汚泥等の堆肥化試験と、その成分分析、市内2自治会の協力を得ての生分解性プラスチック袋による生ごみ収集のモデル事業、更にはバイオマスの利活用について市民の意識を醸成するためのパンフレットの全戸配布を行ってきたところであります。

生ごみと汚泥を主体とするバイオマス資源の堆肥化に向けては、これまでの堆肥化試験の結果と今年度実施をしている圃場施用試験の結果をもとに、その物理性や成分、安全性などについて更に検討を進めるものでありますが、最終的には本市における資源循環システムの構築を目指すものでありますことから、資源の回収と保存の方法から堆肥化施設の整備やその利用計画に至るまでの全体的なフローについて、今後とも市民の方々の御意見をいただく中で協議会における十分な議論を重ねてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私からは、旧朝日町のごみ焼却場の今後に関連しまして、解体の時期、水質検査の検査状況、最終計画についてお答えいたします。

旧朝日町最終処分場には、昭和45年に設置した一般廃棄物の焼却施設と昭和61年に設置した農業用廃棄物処理用の廃プラスチック焼却施設がありましたが、ダイオキシン類による汚染が

全国的に大きな問題となってダイオキシン類対策特別措置法が平成11年に施行され、焼却施設の排ガスにかかる排出基準が平成14年12月1日から既存施設については80ナノグラムから10ナノグラムへと排出制限が規制強化されることから、これに対応できないため同年11月30日をもって焼却炉の使用を中止し、同年12月6日付で知事より大気汚染防止法及び大気汚染類・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃止届の許可があったところであります。

焼却施設の閉鎖までの旧処分場にかかる水質検査は、毎年総理府、厚生省令に基づき34項目の地下水等の検査、また環境庁、厚生省告示に基づくダイオキシン類の水質検査を実施しており、更に最終処分場の廃止手続のための埋め立て処分を平成15年8月8日に終了し、知事に対する終了届ののち、翌9月に同様の地下水ダイオキシン類の水質検査を行っておりますが、測定結果はいずれも基準内でありました。

また、処分場閉鎖後の施設の管理につきましては、関係者以外の立ち入り禁止措置、焼却炉開口部の閉鎖措置、煙突の閉鎖措置をとりながら万全を期しているところでございます。

焼却施設の解体に対する財源支援制度の現状を申し上げますと、跡地の全部または一部を利用し新たな廃棄物処理施設を整備する場合は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度が対象となります。また、跡地利用として整備される施設が起債対象事業の場合につきましては、解体工事を施設整備の一体工事として総理府の地方債制度が利用できます。また、跡地利用がない場合にあっては単独事業となり、要した費用の一部に対し特別交付税措置がなされることになっております。

解体の時期につきましては、併設の農業用廃棄物処理施設が第3期山村振興農林漁業対策事業の国庫事業により取得した財産のため早期の解体は困難であり、その制約が平成22年度に解除されることから両焼却施設の解体は23年度以降において計画をいたしているところであります。

なお、焼却施設の解体には多額の費用がかかるため、北海道環境生活部が中心となり道内の95施設のある81自治体で構成する廃止焼却施設解体促進研究会が昨年度発足し、解体情報や経費節減を図るため、近郊自治体共同での解体方法の調査・研究等を行ってきているところであります。

旧朝日町のごみ焼却炉のような1日10トン程度の焼却施設規模の解体費用でも、概算見積もりで4,600万円程度との情報もありますことから、今後、より費用対効果が上がる方法を研究し実施してまいりたいと考えております。

解体後の整備につきましては、朝日地区としましては市街地区から遠距離であることや、必要な廃棄物施設が整備済み等の理由から跡地利用の可能性は低く、今のところ環境保全のための緑地を考えているところでありますが、まだ解体まで相当の年数があることから、その時点までに検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、小中一貫校教育に関する御質問にお答えを申し上げます。

小中一貫教育につきましては、平成11年12月の中央教育審議会の答申の中で、小学校高学年と中学校教育の連携、継続するこの時期は、児童・生徒の思春期の特徴があらわれるため、心身の発達において一貫性のある継続的な指導を行う必要があるとされたところであります。特に、学習指導や生活指導において不安や戸惑いを感じている児童・生徒が少なくなく、不登校やいじめといった問題行動の増加が懸念されたところでございます。

これらのことに対しまして具体的な検討といたしましては、教育内容や小学校における専科指導の充実を含めた指導方法の研究を進める必要性や、小中学校間の連携を一層強化するためカリキュラムの一貫性、系統性をより一層確立するとともに、望ましい連携や接続のあり方について総合的に検討する必要があると提言されたところでございます。

こうした中で、小中一貫教育とした場合は小中学校の先生方が同じ視点で継続的に一貫性のある指導を行うことにより、子供たちの学習や学校生活に対する戸惑いがなくなり、たしかな学力が身につくとともに学習意欲が高まり、また子供たち一人一人の持ち味や特徴を十分伸ばすことができ、生き生きとした学校生活がおくれるなどの観点から、文部科学省の研究校として12年度から広島県呉市立五番町小学校などが指定を受けまして、児童の発達状況にあわせ4・3・2型の区分による教育を行い、5、6学年では部分的教科担任制を導入したり、生き方学習など独自の教科を取り入れるなどを実施してきたところでございます。

その後、菅原議員の御質問にありましたように全国各地で研究指定校としてのほか、小中一貫教育特区として認定を受け実施する学校が増えてまいりました。東京都の品川区や京都市などでも一部の学校で導入が図られております。

北海道におきましては、平成14、15年度に文部科学省の指定を受け、恵庭市において小中連携教育実践研究に取り組み、17年度からは室蘭市、稚内市、三笠市、標津町の4市町の9校が調査・研究指定校に指定され、特に三笠市立岡山小学校と萱野中学校では、16年12月に小中一貫教育特区の認定を受けまして、17年度から2年間は試行期間として、19年度からは本格的実施が予定されているところでございます。

三笠市の小中一貫教育の主な内容といたしましては、学年区分を2・3・4制の区分といたしまして、小学校1年から年間35時間程度の国際科として英語授業を実施し、小学校3年から8年生まで年15時間程度の地域科として地域の産業、歴史、施設にかかわる人を地域教育アドバイザーとして迎え、直接話してもらうなど地域の特色ある学習を進めているところでございます。

このように、現在さまざまな内容で小中一貫教育が試験的に行われている現状にございまして、その成果といたしましては学習面において児童・生徒の実態に応じた指導内容・方法について理解を深めることができた。また、中学生はリーダーシップを発揮し小学生との連携・協力を深める計画が多く見られた、児童や保護者の中学生活に対する期待や不安を明らかにする



ことができたなどが報告されているところでございます。

また、その反面、校舎が小中一体でないところでは、中学校の教師が小学校に移動することにより時間がとられ、時間割の編成や授業の準備が大変であること。ふだんより小学生と中学生の交流がなかなかしづらいなどのほか、小中一貫校と他校の教育内容に格差が生じる、転校生の対応の問題など課題があるなどの意見も出されているところでございます。

このことから、本市の導入の可能性を検討する考えはないかとの御質問でございますが、当面これらの各小中一貫教育実践校の実態や評価等を参考に、本市の実情を勘案しながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、朝日地区の小中一貫校特区による設置についての御質問でございますが、現在、糸魚小学校と朝日中学校の連携といたしましては、運動会と体育会を合同で実施していますほか、糸魚小学校の音楽の時間では年に数回朝日中学校の音楽の教諭に加わっていただきながら指導を受けたり、土別市教育研究会の研修とは別に、糸魚小学校と朝日中学校の教諭で研修を深めるなどをいたしております。

今後、糸魚小学校が朝日中学校の隣接地に移転し、グラウンドを共同使用することになりますことから、お互いにより身近な学校として授業あるいは授業以外でも連携の検討を行うため、ただいま校務分掌にも位置づけをし、今後打ち合わせを行っていくこととなっております。このことから、当面連携を強めていく中で、先ほど申し上げましたとおり小中一貫教育実施校の実態などを調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 再質問をさせていただきますが、再質問というよりも、私の質問に答えていない部分が1点ありますので、そちらの方の指摘を最初にさせていただきます。

環境対策の部分の旧朝日町のごみ処分場の最終計画の跡地の利用については答弁がございましたが、そのあと、その最終計画についての地元の声や要望を聞く用意があるかということが答弁されておりませんでしたので、その点を一点。

それから、もう一点については、旧朝日町のごみ焼却場、平成22年に今のところ解体の予定だと。その理由は、その隣りに併設している廃プラスチックの国庫補助をいただいているから、それまで壊されないんだということでありました。あの部分の、実は焼却場についてはダイオキシンの濃度が、きょうの皆さん新聞で見た方もいらっしゃるでしょうが、日高町で5ナノグラムの基準値に対して11ナノグラムのダイオキシン濃度が出て新聞記事になっているわけですが、旧朝日町の焼却場については施設が小さいということで基準値が10ナノグラムの基準に対して44ナノグラムということで4倍強の濃度が出ていたということで、最終処分場が焼却施設を使用停止にして、現在の似狭地区に埋め立て処分の最終処分になったわけでありました。

ですから、私はその後追跡をした中で水質調査をされておるんでありますが、あの天塩川の水は土別市本市の実は飲料でありまして、これは大変な問題であるので、少なくとも平成22年

まであの部分を放置しておくならば、最低限でも水質の調査は必要だろうというふうに思うわけですが、この点について明確な御答弁を賜りたいと思います。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 一部に答弁漏れがありましたことをおわび申し上げます。

ただいま御指摘ありました住民の声を聞くかという部分でございますけれども、この部分につきましては、この跡地整備計画の中で現在補助制度にのってできるような制度が見つからないというようなこともございまして、現段階では独自による整備という考えを持っているところでありますけれども、まだ解体までに期間的には十分期間がございますので、このあと住民等の意向も聞きながら、なおかつ整備に当たってうまく活用できるような補助制度等が新たに出てくるようなことがあれば、これに対応していきたいというふうに考えております。

また、水質基準につきましては、従来処理場をやっているときには毎年測定をいたしまして、結果につきましては当町の議会等々にも報告しておりますし、広報によりまして住民の方にも周知をしてきているところでございます。

この中で、最終的に処理場を閉鎖するに当たりまして最終的な水質検査をやった結果、これも基準以内におさまっているというようなことで道の許可をいただいているところでございますので、現状の中では十分に天塩川に関しての水質並びに地域にかかる地下水に関しては影響がないというふうな押さえ方をしておりますけれども、必要に応じてそこらあたりも検討する部分があったときには実施をせざるを得ない場合が出てくるかと思いますが、現状の中で、先ほど申し上げましたように閉鎖の段階で毎年やってきておりました水質に異常がないというようなことでございますので、水質検査については現段階では考えていないというようなことで御理解をいただきたいというふうに思います。（降壇）

議長（岡田久俊君） 17番 池田 亨議員。

17番（池田 亨君）（登壇） 2006年第2回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、土別市行財政改革大綱及び各種計画についてであります。

今時の土別市行財政改革大綱及びこれら実施計画及び定員適正化計画は、去る6月6日の代表者会議、そして6月13日開催の議員協議会におきまして作成された旨の報告と内容説明がございました。

市長は、18年第1回定例会における執行方針で、「行財政改革の推進について今日的な厳しい社会情勢にあることを踏まえ、従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず市民の持続的発展の実現のための抜本的な改革を行うことが求められているところであります」と行財政改革に対する決意を表明しておられます。ここで述べられている従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならずという表現が具現化されたものが、今次示された改革大綱、特に各種計画であろうと思うのであります。各項目とも当然手がけなければならない事項であろうと考えております。

しかし、今までこの種計画にはなかつただろうと思われる事項について質問させていただきます。

1つは、実施計画の中で公共施設の運営形態の検証の中に職員の時差出勤の導入検討とあります。この項を3年間かけて検討する計画になっております。職員の時差出勤は平成15年度から道南の福島町で実施されておりますし、道北地方では美深町や利尻町でも既に採用しているという報道があります。時差出勤をどの範疇で、どのような形態で考えておられるのかをお伺いいたします。

また、新たな早期退職者制度、職員提案制度の充実、健康管理の確保、コストダウンの励行が項目として挙げられておりますが、継続されているものもあるのかと存じます。従前のこの種計画の検証も含めて考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

第2項目めは、労働政策についてであります。

執行方針で市長は、若年労働者、季節労働者、失業者の方々の雇用の安定につきましては企業の人材確保と豊かな地域社会構築の上で重要な課題となっておりますと述べられ、更に一人でも多くの方々の雇用が円滑に図られるよう地域創業事業等、国、道などの事業の有効活用とあわせ、雇用対策や労働福祉対策を推進してまいりますと述べられております。地域創業事業の進捗状況及び対応をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、季節労働者の就労状況及び新規学卒者の就労状況はどのようになつておりましたでしょうか、あわせてお伺いいたします。

平成17年度労働状況実態調査報告を拝見いたしますと、調査対象事業所288事業所、そのうち有効回答事業所189事業所、回答率65.63%となっております。回答されなかつた事業所は99事業所、34.4%となります。回答されなかつた事業所の実態はどうなつているのかをお知らせいただきたいと思ひます。

また、1日の労働時間は短い事業所で7.3時間、多い事業所で7.8時間となっております。ちまたでお聞きする実態とは大きな乖離があるように思えるのでありますが、実態をどのようにとらえておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、平成16年度季節労働者アンケート集計結果報告書を拝見いたしますと、15年度実績で季節労働者以外の主な職業の問いに「ない」と答えた方が66.7%で300人となっております。生活状況はここ数年よくなつたかという問いに対して「悪くなつた」と答えた方64.4%、271人、「変わらない」と答えた方33.8%、151人、合わせますと人数で422人、全体の98%の方が生活状況は改善されていないと言つておられることとなります。労働時間、年次有給休暇についても一定の係数が出ております。この係数をごらんになつて総体的にどのように見ておられるのか、分析結果をお知らせいただきたいと思ひます。

3項目めは、交通政策についてであります。

市政執行方針で生活交通について、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者の立場を考慮し、川西地区においてデマンドバスを試験運行しながら効果を見きわめている。新たな地区でも導

入を含め新しい交通システムのあり方を研究していると述べられております。

私は、みずから交通手段を持つことが困難な市民に対し、自治体がどうこたえるべきなのかについて議論をしてみたいと思います。私は、合併前の土別市議会において、大要、市街地周辺の交通過疎地域の公共交通の設置について何回か質問をいたしております。特に、国道40号線切りかえによって生じた大通り北9丁目付近及び北町の一部は人為的につくられた交通過疎地であり、この地域の方々の要望にこたえることを申し上げます。

現在、土別市の公共交通は土別軌道株式会社、道北バス株式会社、そしてJR宗谷線を利用する形態となっております。私は、旧土別市議会本会議において、第4次土別市総合計画に示されている効率的運行を基本に、高速、信頼、快適、そして利便性を一層高めることを目指して地域生活バスの効率的運行をどう図るか議論をいたしております。

考え方を、次の3つの事例にまとめて考え方を伺いたしますので、お答えをいただきたいと思ひます。

1つ目は、市内バスの活用方策についてであります。冬期間における市内循環バス路線は、現在市内南町周りは8時から17時40分までの間、20分ごとに1回、市内北周りは駅前発7時30分から17時30分までの間、30分ごとに1回、そして冬期間11月から翌年3月までは、市内西周りは9時10分から16時50分までの間に9便運行されております。この運行形態の総運行距離の範囲内で設置路線を拡大をして、北2号道路を通過する路線を設置して、周辺住民の市立土別総合病院の利用や中心市街地への移動及び土別市総合福祉センター利用者の利便向上に資する方策がとれないか考え方を伺いたしたいと思ひます。

2つ目は、以上申し上げたことが不可能であるとするならば、かわる交通システム、いわゆる川西地区に導入したデマンドバスような手法の採用であります。最初に、デマンドバスの利用実態、利用者の感想及び施策採用の可能性をお聞きいたします。

また、今年3月、当別町で採用施行した第3セクター設立による公的機関所有車両活用による交通であります。この施策は、交通事故防止対策の側面から北海道の補助事業として導入されたものとお聞きいたしております。もう一つの事例は、昨日、平野議員、そして本日伊藤議員が触れられました、福島県小高町のおだかe-まちタクシーの取り組みであります。このような方式が土別にそのまま当てはまるとは考えにくいのでありますが、健康で文化的な生活を要望する地域に住む交通弱者と言われる市民にとりましては、交通機関の設置が深刻な問題であり、生活交通対策をどのように具体化していこうとされているのか、考え方を伺いたしたいと思ひます。

第4項目めは、北海道が示した市町村合併推進構想案についてであります。

去る6月2日の新聞報道によりますと、現在180ある市町村を59に再編するという北海道の市町村合併推進構想案を北海道市町村合併推進審議会が了承するという形で周知し、今年夏にも正式に構想を策定する方針を明らかにしております。

この構想では、土別、剣淵、和寒の1市2町を組み合わせる形であります。昨年9月、朝日

町との合併に引き続く形となりますが、今回明らかにされた構想に対し市長はどのような見解をお持ちなのかをお伺いし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、北海道が示した市町村合併推進構想に関する御答弁を申し上げまして、士別市行財政改革大綱及び各種計画と交通政策につきましては総務部長から、労働政策につきましては経済部長からそれぞれ御答弁を申し上げることにいたします。

今月2日に道が示しました市町村合併構想案の内容につきましては、旧合併特例法に基づき合併した市町村を含め、現在ある180の自治体を59にいたそうとするもので、この地域では本市と剣淵町、和寒町の1市2町の組み合わせ案が示されたところであります。

この合併構想における市町村の組み合わせの策定に当たりましては、住民の日常生活圏、地域産業の経済圏、行政活動の区域など市町村の結びつきを明らかにするためのクラスター分析と呼ばれる統計的手法によって、客観的分析とあわせ再編後の目安となる人口規模をおおむね3万人程度、更に市町村間の時間的距離をおおむね80分以内とするという基準が用いられたところであります。

また、本市のような旧合併特例法のもとで合併した自治体にありましては、できるだけその意向を尊重をするとされていたところであります。

私は、この意向調査に当たっては先に剣淵町と和寒町との任意の合併協議におきまして、この地域の将来像を描いての論議が深まることなく、残念な結果に終わった経過もありましたが、これまでも消防事務組合や介護保険事務などの広域行政を通じ、その中心的役割を担うとともに協調・協力関係にありますことから、このたびの調査において合併構想自治体に含まれてもよいとの回答をいたしましたところであります。

申し上げるまでもなく、現下の厳しい社会経済情勢下にあって少子高齢社会への急速な進展に、この地域にあっても例外なく対応を迫られております。今日において、財政の運営と自治体が担う役割はますます重要なものとなっております。したがって、確固たる財政基盤のもとで未来を見据えた施策の展開、真の住民福祉の向上を実現することが時の為政者に課せられた極めて重要な責務であろうと私は思っております。

私は、これまでも一貫して旧1市3町の枠組みをもってこの地域の新しいまちづくりを展開することが理想的と考えておりましたし、この考えは今日もいささかも変わるものではありません。しかしながら、この合併新法が適用される期間中において、このたび道から示された組み合わせをもって改めて合併を達成させるには3年余しかないことや、新市のまちづくりは緒についたばかりでありますので、極めて困難な課題であると受けとめております。

このようなことから、私はさきに関催されました市町村合併推進構想に係る意見交換会の席上や全国市長会出席の上京の折に総務省の合併担当官に対して合併新法のさらなる期限延長措置や、この法律の失効後においても自主的な合併を目指そうとする自治体に対しては、新たな

視点で特例的恩典が付加されるような何らかの法整備の必要性について意見を述べさせていただいたところであります。

私といたしましては、この2町との合併に向けた新たな協議については重要な課題とは受けとめてはおりますものの、本市は昨年9月に朝日町との合併によって新たなまちづくりにスタートさせていただいたばかりでありまして、相互信頼に基づく融和と一体感を醸成させるまちづくりの推進には相当の時間を要するものと考えておりますことから、まずは新市の確かなまちづくりを最優先して、最善を尽くして今後の市政運営に当たってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、行財政改革大綱及び各種計画について、並びに交通政策についてお答えを申し上げます。

初めに、行財政改革大綱実施計画に盛り込んでおります公共施設の運営形態の検証の項目中、実施プログラムの職員時差出勤の導入の検討についてであります。これは市民のニーズに適合した施設の管理運営を目指すことを主眼として、市民の皆様が利用しやすい運営形態をしっかりと検証し、市民サービスのより一層の向上に努めようとするものであります。

検討いたそうとする一つとしては市立図書館でありまして、現在午前10時から午後6時までの開館時間としておりますが、利用者の中には勤労者や通勤・通学等でこの時間帯では日ごろの利用がままならない方が少なくないと考えられます。こうしたことから、利用される方々の一層の利便性の向上を図ることを目的として開館時間を更に延長し、これに伴う職員の時差出勤のあり方、開館時間の延長による光熱水費など管理費の増加も見込まれますことから、これらを含めて総合的な検討をいたそうとするものであります。

更に、図書館に限らず他の施設等にありまして、利用される市民の方々の御意見、御要望等を聴取する中で、開館時間や休館日の変更などを検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、旧土別市において平成15年度から19年度を計画期間として策定いたしておりました第2次行財政改革大綱実施計画に基づき、このたび策定した実施計画においても継続されている項目とその検証についてのお尋ねがありました。

合併後の新市において旧市の計画項目を引き継ぎましたのは、議員のお話にありました職員提案制度やコストダウンの励行のほか、各種審議会等会議公開の推進、女性、青年の委員委嘱の促進、更には市民ふれあいトークの拡充など、このたびの実施計画に盛り込んだ実施プログラムの総件数142項目のうち40項目となっております。

これら項目の実施に当たっては、改革の推進に向けた必要事項としての位置づけとされるものでありますことから、新市においても引き続きこの必要性があるとの判断から取り組むこととしたものであります。

また、新たな早期退職者制度導入の検討につきましては、第1次行財政改革実施計画におい

て職員の年齢構成の平準化の促進を目指して、希望退職制度として項目に入れておりましたが、希望退職による退職金の上乗せ措置などの優遇措置に対して、財源確保の面、更にはこのようなことに対して市民の合意が得られるのかなど課題が多かったことから、第2次実施計画において削除いたしました経過がございます。

今回、この実施計画では早期退職者制度として改めて検討いたそうとするのは、職員の年齢構成の平準化及び中長期的な視野に立った総人件費の抑制と組織のスリム化に加え、近年新たな民間活用の手法が制度化されたことなどを踏まえ、この制度導入の検討プログラムを設けたところでございます。

なお、これらの実施状況並びに成果等にありましては、行財政改革推進会議において徹底した進行管理を行うとともに、行財政改革懇談会での検討、審議に付することといたしており、あわせて情報公開の一環として市民の方々に対して広報紙やホームページ等を活用して、その進捗状況を公表してまいることといたしております。

次に、交通政策にかかわってであります。市内バス西回り線に関して、総合福祉センターの利便向上にも資する方策として現在の運行距離の範囲内で新たに北町2号道路を經由する路線の延長が図られないかといったお尋ねがありました。

現在、西回り線につきましては、お話のとおり11月から翌年3月までの冬期間のみの1日9便の運行となっており、平均乗車密度は0.4人と低い利用実態にあり、路線ごとの経営から見ますと約210万円の計上費用に対し収益は30万円で、生じる欠損金の5分の4の140万円を市が補助し、残りの5分の1の40万円はバス事業者の負担となっております。

そこで、現在の運行距離の範囲内で仮に総合福祉センター方面を經由する路線延長を図った場合であります。1日の運行回数をまずは減便せざるを得ませんし、既存の利用者にも少なからず影響を及ぼし、同時に1便当たりの走行距離も延び、乗車時間も長くなるといった課題もあります。

したがって、バス事業者にお聞きしても市内バスの運行経路を外回りに再編したばかりであり、更には冬でも西回り線の利用が少なく、夏期間運行しても利用者の増加は見込めないといったことから難しい課題であると考えております。

なお、お話の総合福祉センターの利用者への対応は、現在老人クラブの交流事業や生きがいデイサービス事業により来館されている方については、センターのバスによる送迎をいたしておるところであります。

次に、川西地区に導入したデマンドバスの利用実態と利用者の感想、更にはデマンド導入の可能性についてであります。まず運行の状況は土・日・祝日以外の平日運行で1日3往復運行しており、導入前後の乗車密度を比較いたしますと、導入前の平成15年度は1運行当たり1.1人で、デマンド導入後は平均1.3から1.5と若干の利用増が見られます。

人口の減少など総体の利用対象者が減少している状況を考えますと、幾らか利用度は高くなっている状況にあります。また、導入後の利用者の感想としましては、導入当初は電話を

かける煩わしさがあるなどの声もありましたが、そうした煩わしさよりも既存のバス停よりも近いところで乗車できる、いわば戸口感覚で利用できることなどの利便性からもおおむね好評を得ているところであります。しかしながら、バス事業者といたしましては予約の件数等の状況によっては、途中の乗車予定時刻を正確に伝えられないことなどの課題もあると伺っております。

そこで、本市における地域生活路線バスを初めとする公共交通対策の取り組みであります。さきに平野議員を初め、牧野議員、伊藤議員にもお答えしたところでありますが、お話のデマンドバスを初め乗り合いタクシーや乗り合いサポートシステムなどの新しいバスの運行システムの可能性や、本市の地域交通を含めた検討は既に平成14年度から2カ年で北海道運輸局とともに取り組んだ公共交通活性化プログラムがありますので、この検討経過を踏まえるとともに、議員のお話にありました当別町のコミュニティバスの事例や他市町村の事例も参考にしながら、まずは現状のバスの需要を見きわめつつ、本市のあるべき交通システムについて引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、労働政策についてお答えいたします。

まず初めに、地域創業事業の概要と進捗状況についてであります。本事業は、それぞれの市町村において新規開業と、それに伴う雇用創出が図られた場合に、この支援策として平成17年度に創設されたものであります。

支援内容といたしましては、非自発的離職者1人を含む労働者2人以上を雇用した場合に、創業に係る事務所等の改修費や設備などの経費に対して2分の1が支給され、その上限額は500万円、雇入れ奨励金として常用雇用した場合は一人当たり30万円、短時間の場合は15万円が給付される制度であります。

この創業には対象となる業種が限定されており、国が定めているものとしては、個人・家庭向け及び企業団体向けなどのサービス事業が対象で、その業者は10分野となっており、この国の10分野に加え、市町村がそれぞれの地域の有意性や特性などから新規創業が期待できる業種を3種類選択することができますことから、どのような業種が最も新規開業として拡大が見込まれるものか、商工会議所や商工会、建設協会等の関係団体と十分協議を行い、本市産業の形態から判断し、新たな創業が期待できる農業、その他の小売業、一般飲食店などを本年4月から対象といたしたところであります。

そこで、本事業の進捗状況についてであります。これまでに市のホームページや広報「しべつ」などで広く周知を図り事業の推進に努めてきたところでありますが、制定後期間が間もないこともあり、これまでの活用実績はない状況となっております。しかしながら、これから新たに企業を起こす方にとっては初期投資の軽減が図られるなど極めて効果的な事業でありますことから、引き続きこの啓発に努めてまいりたいと存じます。



次に、季節労働者の就労状況についてであります。季節労働者については高齢化などにより年々減少傾向にあり、本年5月末のハローワーク土別の雇用保険資格取得届に基づく季節労働者数は594人となっており、前年同時期と比較いたしますと149人減少している状況となっております。

また、季節労働者アンケート調査結果から見て、生活状況等の実態についてどのように判断しているかとのことではありますが、まず労働時間についてはいまだ法定労働時間を超えて働いている割合が全体の17%を占め、賃金面においても前年と比較いたしますと悪化してきており、住宅、燃料等の各種手当についても支給されていない割合が多く、また有給休暇についても10日間満度に取得している割合が約35%、一方、取得できない方も30%とかなり多い状況で、全体的な生活状況としては約63%の方が悪くなっていると高い比率となっております。

このように、就労状況及び調査結果から見ましても、景気の低迷や公共事業の減少などから雇用の場が縮小してきており、これに伴い賃金はもとより雇用保険特例一時期の減少や、加えて国の支援制度等の縮小などから総じて季節労働者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

次に、新規学卒者の就職状況についてであります。市内3高等学校の本年4月末の就職状況は、就職希望者数56名のうち26名の生徒が地元で就職し、総数で50名の生徒の就職が決定したところであり、就職率は89.3%で昨年度より4ポイント増加となっているものの、就職希望者そのものが大幅に減少している中での就職率でありますので、実人数で14名の決定者が減少している実態となっております。

なお、この時点における6名の就職未定者につきましては、その後の追跡調査で新たに2名の就職が決定し、残りの4名についても引き続き就職活動を展開いたしているところでありませぬ。

次に、平成17年度の労働状況実態調査において回答のなかった事業所の実態はどうなっているのかということではありますが、本調査は市内の従業員5人以上の事業所に対しアンケートを送付し、調査をお願いいたしております。ここ数年の回収率は約65%で推移いたしております。毎年この調査につきましてはより多くの事業所からアンケートを提出していただき、回収率が高まることによって中小企業の方々が置かれている実態が把握できますことから、提出のない事業所に対しましては再度電話や訪問を行いお願いをいたしているところではありますが、仕事が忙しくて対応ができない、回答方法がよくわからないなどの理由から3割程度の事業所から回答が得られない状況となっております。

このように、100%の回収には至っておりませんが、市内のすべての業種から提出がなされておりますことから、回答のなかった事業所につきましてもほぼ同様な労働実態にあると推測をいたしているところでありませぬ。今後におきましては、調査項目の見直しをあわせ、調査方法につきましてもメールなどでの対応が可能かどうか十分調査し、回収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、労働時間の実態についてであります。基本的には本調査に基づき企業の労働時間について実態を把握しているものであり、平成17年度については、建設業、サービス業、小売業など7業種全体の平均労働時間は7.6時間で、法定労働時間が遵守されていることがわかります。

そこで、本市中小企業の実労働時間とは乖離しているのではとのことではありますが、本市におきましては常設の労働相談窓口、更には労働相談員を配置し労働相談に応じており、その相談内容としては解雇、賃金不払いなどが主なものでありまして、労働時間の問題については相談はないところとなっております。

ただ、お話しのように働くものの雇用環境改善については、今日のゆとりある豊かな勤労者生活と安定した地域社会の実現において極めて重要な取り組みでありますので、働く方々の各種権利が遵守されますように労働環境の改善に今後とも鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上、申し上げます。御答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 足利光治議員。

10番（足利光治君）（登壇） 平成18年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、本年5月に策定されました土別市行財政改革大綱及び各種計画であります。

国が進める三位一体の改革は、財政難を理由に地方交付税や国庫補助金などの見直しにより、地方は早急に行財政改革を進めなければ大変な状況が予想されるわけですが、本市においても財政は大きな影響を及ぼし厳しい状況下にあると思います。

そこで、今回資料としていただきました土別市行財政健全化計画の中に、中期財政の見通しとあり、財源対策を何も講じない場合は、平成22年度までの5年間で約23億円の収支不足が見込まれる試算がされております。この不足分を財政健全化に向けた取り組みで健全化実施後においてもなお不足する財源については基金で補うこととしますが、平成22年度には合併特例振興基金を除き、基金はほとんどなくなることから、平成23年度以降基金を繰り入れによらずに収支均衡が図れるような財政構造を確立する必要があります。

そのためには、本財政健全化計画を着実に達成するとともに、目まぐるしい社会情勢の変化に対応できるよう常に先を見通した行財政運営に努めますとありますが、さきに述べさせていただいたとおり、国の行財政改革のために地方交付税、特別交付税などは減少されることは確

実と考えるとともに、中期財政推計の基本的考え方に歳入の主な項目に書かれております課題等に可能性、現段階では試算が不可能ではなく減少すると考えるべきではないのか。

この厳しい財政の中、財政健全化計画を進めるために、本行財政改革大綱実施計画の検討時期、実施時期をできるものから早めるとともに、職員の定員適正化計画も歳入が減少すれば事業も減るわけですから、定員配置計画を見直すことも必要ではないでしょうか。言い方を変えれば、歳入に見合った歳出構造を構築することが急がれるわけであります。

今後5年間は維持できるが、その後数年で再建団体に至るようなことも懸念されますので、先を見通した慎重な行財政運営を期待するもので、今後の行財政運営に対する市長の決意をお伺いしたいと存じます。

また、今日的な厳しい財政環境の中にあって、一つの課題として議員定数等の問題もあると思いますが、この問題については今後議会の中で十分議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、昨年11月に土別商工会議所より出されました土別市中心市街地まちづくりに関する要望書についてであります。

この要望書には大きな7つの項目に23の細かい要望がなされておりますが、まちづくり3法の動向等から回答がおくれているともお聞きしており、更には国・道・他団体が絡む要望もありますので、全回答は無理かもしれませんが、要望の趣旨を御理解いただき、できるものから早急に回答、実施していただくようお願い申し上げます、市長の御所見をお伺いして私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 足利議員の御質問にお答えいたしますが、行財政改革大綱に関する件につきましては私から御答弁を申し上げ、商工会議所の要望書に関する質問につきましては経済部長の方から答弁をいたします。

土別市行財政改革における財政健全化の取り組みについてのお尋ねであります。行財政改革大綱などの全体的な考え方につきましては、さきの斉藤 昇議員の御質問にお答えをいたしておるところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

そこで、歳入に見合った歳出構造を構築すべきとの観点から、各種行財政計画を見直すことが必要ではとの御提言であります。

まず、今後の本市の行財政運営に大きく影響を与える地方交付税の考え方についてであります。全国的な景気低迷により地方交付税の原資となる法人税などの国税が大きく減少したこと、更に、この間景気対策として大量の国債発行による公共投資事業の拡大などを講じた結果、先進諸国に例を見ないほど国の財政構造そのものが悪化したことから、三位一体の改革などの行財政改革が強力に推進され、その結果、平成18年度ではピーク時の12年度と比較をすると20億円を超える削減がなされるものと試算をいたしております。

国は、今後も行財政改革を継続して推進する方向にあり、そのためには地方財政計画の抑制

によって地方交付税の見直しを図る考えにあります。その改革論議としては経済財政諮問会議では、今後5年間地方交付税を2006年度の水準以下に抑える改革案を提示する一方で、竹中総務相は交付税総額の3分の1に当たる5兆円を人口と面積で配分する新型交付税の導入を唱え、更には首相の諮問機関であります地方制度調査会におきましては新分権一括法を制定して、国から地方に大幅な税源移譲をすることによって地方交付税の見直しを図ろうとするなど、国の中でもさまざまな考えが示されているところであります。

また、全国知事会、市長会などの地方6団体におきましては、地方交付税は本来地方固有の財源であるとの考えから、地方共有税に変える提言をしているところであります。地方交付税を取り巻く情勢は大きく変化をいたそうとするところであります。

このような状況から、今回の財政健全化計画における財政推計の中では、おおむね現行の交付税制度が続くと仮定をして推計をいたしているところであります。いずれにいたしましても地方交付税の改革論議は7月に国が示す予定の骨太の方針などによって、その方向性が明らかになる見込みであります。その段階で再度試算をする考えにあり、その結果、現在の財政推計における収支不足額を更に上回ることも予想されるわけであります。

このような計画を実行する場合においては、刻々と変化する経済情勢や国の制度改革などに対応するため常に検証を加えながら見直しをしていくものであり、歳入に見合った歳出構造を構築するのは当然のことです。計画と実際の行財政運営に大きな乖離を生じた場合に、行財政改革大綱実施計画に盛り込まれた項目の前倒し実施や定員適正化計画の見直し、更には現在予定している事業についても先送り、中止といった厳しい決断をいたさなければならないものと考えております。

私は、これまでさまざまな困難な課題に直面した際には、これらの解決に向けて腐心をし、時には直接国に出向き協議をして、その結果、上川支庁あるいは北海道との協議段階では不可能であった事業につきましても実現をしてきたところであります。本市の置かれているさまざまな状況を勘案したときに、今後の行財政運営は現在より更に厳しさを増すと考えておりますので、これまでと同様に常に市民の先頭に立って行動し、財政運営の健全性に更に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、士別商工会議所からの要望書についてお答えをいたします。

全国的に中心市街地の空洞化が進行しており、この活性化対策としての大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法のいわゆるまちづくり3法は、制定後約7年が経過しているものの、当初期待されていた効果が思うように上がらず、空洞化は一層深刻さを増してきていることから、日本商工会議所、全国商工会連合会等の商業関係4団体が、昨年7月、このまちづくり3法や大型店などの郊外立地を規制する農振法、農地法など各種法制度の改正

などについて国に対し要請がなされたところであります。

本市におきましても、この全国的な運動に連動し、昨年11月、士別商工会議所から士別市中心市街地まちづくりに関する要望書の提出がございました。そこで、この要望書についての商工会議所への回答についてであります。この要望内容の多くは、特にまちづくりにかかる法改正等を中心とした全国一律的な内容となっておりますし、仮にこの要請内容に沿って取り組みを実施いたすとなりますと、人口規模、消費動向、中心市街地の規模、形態等、総合的な角度から勘案いたしますと、やはり負担の少ない国の法律、制度などを活用し推進することなどが想定され、市街地活性化に最もかかわりの深いまちづくり3法の見直しが国において審議されているさなかでありましたことから、この動向を注視いたしていたところであります。

このように、まちづくりの推進に当たっては国などの法律、制度の活用と、更に十分な事業の費用対効果なども考慮に入れ、取り組みについては将来を見据えた慎重な対応が肝要なことと考えております。

このようなことから、要請の際にも対応が可能なもの、困難なもの、あるいは既存事業等の中で推進が可能なもの、更に実施に当たっては十分調査・研究などが必要なものもあることなどについてお話を申し上げたところでありますが、ただいま申し上げましたようなことから、すべての項目についての回答には至っていないところであります。

ただ、このたびの要望書の基本的な趣旨としては、高齢者にも環境にも優しい、住む、働く、学ぶ、遊ぶなどのさまざまな機能が市街地中心部に集積される、いわゆるコンパクトなまちづくりの重要性について示されており、本市中心市街地の活性化を目指そうとするものであります。

市といたしましても、このことについては同様の考えであり、市街地の振興は経済の活性化の上において最も重要な課題として位置づけをしており、今日まで商店街振興組合などのにぎわいづくりや集客強化等の各種取り組みに対しでき得る限りの支援を行ってまいりました。

また、去る6月9日には商工会議所三役との協議の中でも、本要望書の取り組みなども含め、今後のまちづくりについてはこれまでの拡散型の都市構造を集約型に変えていくコンパクトなまちづくりが重要な課題として取り上げられ、意見交換が図られたところであります。

したがいまして、この要望書に基づくまちづくりの各種振興方策等につきまして、今後まちづくり3法や道のコンパクトなまちづくりに向けた基本方針などが逐次整備されてまいりますので、これらの法律、制度等の活用も十分視野に入れ、中心市街地のまちづくりについて今後とも商工会議所等と連携を密にし、この対応に当たってまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。御答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 4番 井上久嗣議員。

4番（井上久嗣君）（登壇） 平成18年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

新人議員ですので、今回は本市の経済政策にかかわる質問を3点に絞って質問させていただ

きます。

さて、合併後初の市議選が4月に行われ、本定例会は最初の定例会となります。まさに新生士別市の中長期的方向性が決められていく重要な時期を迎えています。昨年行われました国勢調査によりますと、平成12年の旧士別市と旧朝日町の人口合計2万4,991人から、昨年の合併直後の平成17年10月の調査では2万3,408人となり、5年間で実に1,583人の減少となり、減少率でいいますと約6.3%の減少となりました。この人口減少に歯どめがかかる状況は今のところ全く見られず、地域経済の衰退原因の大きな要因となっていることは否めません。

士別市におきましては、財政健全化に向けた行財政改革を真剣に進めても、さらなる行財政改革が待ちわびることとなり、いつまでたっても終わりのない悪循環が繰り返されることが十分に予想されます。こういった状況に少しでも歯どめをかけるには、あらゆる地域経済の振興策を最優先して行うことが雇用環境の改善とともに過疎化対策のかなめになることは、私が言うまでもありません。

さて、本題に入りますが、まず初めに定住化政策についてお伺いいたします。

平成16年度から北海道で始められた北の大地への移住促進事業は2007年度問題とも言われている団塊世代の大量退職期が始まるに当たり、第2の故郷探しの動きを踏まえ、道内の受け入れ態勢の整備や情報発信等を行うことから始められた事業です。昨年12月の定例会におきまして、山田議員が質問をされていますが、士別市の本年度予算に移住促進事業費をわずかながら計上するなど、士別市もその後幾らかの動きがあるように見受けられます。

現在のところ、本市はこの事業の登録市町村からワンステップ上がった受け入れ態勢が整い、移住促進策が進んでいる市町村として認められるパートナー市町村となる準備をされている段階ではないとお聞きしております。2007年度が来年に迫り、士別市の早急な体制づくりが必要と考え、私からも再度質問をさせていただいた次第です。

全国で多くの自治体がさまざまな移住促進事業を進めていますが、この士別市もおくれることなく受け入れ態勢の早期の充実と思い切った施策の必要性を感じるものであり、そのように総合的に整備を進めていくとおのずとパートナー市町村と同レベルの体制となるものと考えます。定住にこだわらず滞在型の受け入れを優先し、この士別市のよさを知っていただくのも一つの方法です。

このような事業は、流入人口の促進という視点のみで行われているものではなく、この町にはいない人材の流入と、そこから新たに生まれる人脈は無限とも言える可能性を秘めているからこそ、全国多くの市町村が活発な運動展開を図っているところです。そこで、今後どのような熱意で取り組むのかを改めてお聞かせいただきたいと思っております。

また、いわゆる団塊世代に限らず、本市への移住を希望する方々への住宅、土地などへの支援策の策定、拡充と、滞在型受け入れ態勢の整備が急務と考えますが、あわせて答弁をお願い申し上げます。

2つ目ですが、インターネット高速回線についての質問です。

現在、この土別市におきましては高速インターネットへの接続は、中央地区、多寄地区、朝日地区で既存の電話線を利用したADSL接続の整備が進んできたのが現状であります。なお、上土別地区でもADSL整備に向けた動きが進んでいると聞いております。現在のインターネット接続の主流は、御存じのとおり光ファイバーによる接続に移りつつあります。北海道での光ファイバー網の整備は、現在、NTT東日本が独占的に行っておりますが、設備投資額の多い光ファイバーの整備は、土別市ぐらいの人口規模の都市においては待っていれば順次整備されているものではない状況となっております。

例えば、1,000件の利用申込数など一定以上の事前登録数がなければ、いつまで待っても整備されない状況が続く可能性があります。道内におきましては、人口約4,600人のニセコ町が官民一体の誘致でいち早く敷設されたことで注目されましたが、当市の比較的近いところでは旭川市以外では稚内市、紋別市、深川市、東神楽町などで光ファイバー網の整備が進んでおります。

ちなみに、深川市の公式ホームページにはNTT東日本の光ファイバー接続の商品名であるBフレッツの誘致活動のPRと申し込み方法などが掲載されており、まさに官民一体の事業となっていることがわかります。

さて、ここで光ファイバー網の早期整備の必要性を述べさせていただきます。ADSL接続より格段に安定して双方向に大量のデータをやり取りできる光ファイバー接続は、インターネット回線を通して高品質の画像、音声、映像等の相互通信が超高速かつリアルタイムで可能なため、非常に情報量の多いインターネットサービスを受けられることはもちろんのこと、その高いパフォーマンスを利用してビジネスでの利用を初めとして高度な防犯システムでの応用や、医療・介護などの福祉分野では遠隔サービスなどでの利用も考えられ、テレビにおきましてはデジタルテレビ放送や多チャンネル放送の配信なども行われます。

また、双方向を利用した教育での利用など物理的距離を全くなくしたさまざまな応用も期待され、高品位なテレビ会議など多様な利用方法が可能となり、今後の企業誘致においても重要なインフラと位置づけられます。市町村合併や広域行政を考えると、今後は光ファイバーを使ったネットワークの構築は大きなポイントとなることも十分に考えられます。

このように、これからのインターネット回線を利用する新たなサービスは光ファイバーでの接続が前提となるものがすべてとなっていくと言っても過言ではありません。この時代の流れに指をくわえて待っているだけでは、いわゆる情報過疎地となってしまう懸念すらあり、人口過疎とともに経済にも少なからず影響が出てくる可能性も考えられます。さきに質問いたしました移住促進におきまして、光ファイバーのある、ないが大都市部で暮らしてきた人々から見ると、今後大きな選択肢の一つとなることも十二分に考えられます。

そこでお尋ねいたしますが、まだ土別市ではこの光ファイバー網整備の誘致運動は始まっていませんが、でき得る限り早い時期からの本格的な官民を挙げた誘致運動が必要と考えますが、本市としてのお考えをお聞かせください。

最後に、士別市の羊と雲の丘を中心とした観光政策に関してお尋ねいたします。

昨今の羊肉ブームなどもあり、2005年度の士別市への観光入り込み客数は33万4,800人と対前年比102.3%と発表されております。人口減社会の中、観光産業は地域経済においてますます重要なものとなり、とりわけ北海道では基幹産業の一つとしてさらなる可能性を見出そうと各地でさまざまな取り組みがなされています。旭山動物園の成功例を見ても、思い切った発想とその具現化を通して日本一の来場者数を記録する動物園となり、今や知らない人はいないほど有名な動物園となりました。

さて、士別市の羊と雲の丘一帯の開発であります。1992年のレストランのオープン、その後の世界のめん羊館の開設などに始まり、ここ最近では果樹園などの整備がなされてきました。初めてお越しになった方にはそのロケーションが素晴らしいとお褒めをいただくことが少ないのですが、残念ながら十分に時間をかけられる観光設備や趣向が多いとは言えず、結果的に少ない滞在時間の通過型観光となり、リピーターにもつながりづらい結果となっていると考えられます。

その一つの改善策が体験型メニューの充実であります。羊と雲の丘と姉妹牧場を締結した静岡県富士宮市まかいの牧場ではさまざまな体験コーナーを設け、多くの観光客で賑わっています。乗馬、乳しぼり体験などの牧場ならではのメニューを初め、アイスクリームづくり、ソーセージづくり、パンづくり、バターづくりなどの食に関する体験、陶芸教室、ガラス工芸、木工体験、そしてウール工房等々と決して大きな予算をかけないで十二分な効果を上げられております。

羊と雲の丘でも士別ならではの体験型観光メニューの発展の布石になればと、一昨年よりサフォーク研究会を中心にボランティアで体験工房クルルを開設して、手紡ぎ関連の体験コーナーを実施しております。昨年は5月1日から9月30日までの5カ月の開設で4,368人が体験されております。

しかしながら、さらなる発展の布石という思いの中の事業ではあります。既存施設の一画での手狭な環境やボランティアでの運営等の悪条件の中、その前に力尽きてしまうかもしれないという不安な状態が続いております。羊と雲の丘でもサフォークブランド士別という自然豊かなブランドのイメージのもと、多くの地場農畜産物を材料に体験型メニューや加工品の販売を進めていくのが急務と考えます。これは単なる観光開発だけではなく、地元の豊富な食材を二次、三次加工するなど付加価値の創造にもつながる可能性が大きく秘められているものと考えます。本市としては羊と雲の丘一帯を今後どのように発展させていきたいのかをお聞かせいただきたいと思います。

昨年7月、サフォークブランド士別プロジェクトが発足してもうすぐ1年がたとうとしています。羊肉ブームの影響もあり、めん羊の飼育、増産と羊肉の販路の確立を最優先した会議がどうしても先行しているのが現況です。私は、士別の顔でもあるサフォークのブランドを活用したまちづくりのかなめの一つとして羊と雲の丘を中心とする観光開発計画をぜひ早急に、そ



して具体的につくり上げるべきと考えます。夕張市の例を挙げるまでもなく、それは決して大きな予算をかけることなく十分な成果が得られるように市民の意見を最大限に反映したものが計画されるべきものと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えをいたします。

移住促進事業と羊と雲の丘観光事業政策につきましては私から御答弁申し上げますが、光ファイバーの整備につきましては総務部長の方から御答弁を申し上げます。

まず、移住促進事業についてのお尋ねであります。北海道庁が首都圏に住む60歳の1万1,000人の男女を対象に行ったアンケート調査によりますと、北海道に住んでみたいという人が11%、季節限定なら住んでみたいという人が37%を占めるなど、約半数の方々が北海道に高い関心を持っていることがわかりました。

更に、2007年問題とも言われる団塊の世代の退職期を控え、全国で約700万人の方が新たな人生を迎えようとしており、この世代の第2のふるさととして北海道に移り住んでもらおうというのが北の大地への移住促進事業であります。

北海道の試算では、仮に3,000世帯が北海道にもし移住するとなりますと、その経済波及効果は約5,700億円とも言われておりますように、地域経済の活性化を初め、それに伴う地域の生活環境の向上が図られることを目的に北海道が中心となって取り組んだ事業であり、全国的にもこれは先駆的な事例として高い評価を受けているところでもあります。

この事業には、民間事業者と行政がともに活発な事業を展開している14の市町村がパートナー市町村として、地域での受け入れ態勢の整備を中心に移住ビジネス創出に向けての体験ツアーや情報の提供などに積極的な取り組みを推進し、これに呼応する形で本市を含む76の市町村が登録市町村としてさまざまな情報発信を行っているところであります。

今年度から、これらパートナー市町村が中心となって61の市町村により北海道移住促進協議会が結成されまして、相互の連携によって移住政策を推進することとなり、本市もこの協議会に加入する中で今後の移住促進に向けた取り組みを行うべく、現在その準備を進めているところであります。

移住には生活拠点を完全に移す完全移住、季節限定で移り住む季節移住、花粉症などから逃れるための避難移住などがあると言われてますが、本市におきましては、さきの平野議員の御質問にもお答えをしておりますように、交流という視点を重要視しているところからも、完全移住にこだわることなく、首都圏などの人には季節移住、札幌などの人には週末移住を提供できるような取り組みも必要ではないかと考えているところであります。

具体的な内容につきましては、これから市内の関係機関や団体との協議を重ねてまいらなければなりません。まずは移住についての共通認識を醸成するための学習会、事例研究会を行って、その後、民間と行政の協働による推進母体を設立し、この地域が他に誇れる魅力は

何なのか、この地域に移住した人がこの地域で何ができるのか、そのためには家や土地を初めとするさまざまな支援策などをどうすべきなのかなどの構想を十分検討するとともに、これまで士別市に移住された方との意見交換をする中で、士別ならではの移住のあり方を研究する予定ですが、一方ではさきの北海道新聞の特集にもありましたように、こうした事業の展開におきましては、行政のみならず民間の主体性が最も重要になってまいりますので、そうした体制が構築できるように努めてまいらなければならないものであって、単なるはやりとしてこういった基盤ができない中で取り組むということは極めて難しい問題であります。

また、現段階におきまして移住促進は団塊の世代をターゲットにしているのが中心となっておりますが、本市にはトヨタ自動車を初めとする誘致企業もありますので、こうした企業との連携、あるいはふるさと会などとの連携も取り入れる中で、一つの交流人口増加のための取り組みとすることも視野に入れてまいりたいと考えております。

次に、羊と雲の丘の観光政策についてのお尋ねがございました。

本市の観光振興につきましては、今日まで手つかずの雄大な自然と牧歌的な景観、更には世界のめん羊館、観光牧場等の各種観光資源などが整備されている羊と雲の丘を拠点として、その振興を図ってまいりました。

こうした中で、近年特に体験型観光への広がりなど観光ニーズが多様化してきており、このためこのニーズに即応し参加体験型の観光事業を推進するため、平成13年に観光協会やサフォーク研究会、商工会議所等の関係団体による体験観光施設検討委員会を発足いたしましたところであります。本委員会におきましては、基本的に既存施設を有効活用した体験型観光を実践するために、羊と雲の丘の各施設におきましては、とりわけサフォーク研究会の体験工房クルルンとの協力・連携のもとに、フェルトづくり等の羊毛創作体験を中心にめん羊飼育などの農業体験、更に観光の閑散期となる冬期間におきましては搾乳体験及びスノーモービルランドを開設するなど、年間を通しての観光客誘致にも努めてきたところであります。

更に、合併によって本市には羊、山、湖や四季折々に変化する手つかずの自然など豊富な自然が一つのまちに備わったことから、これらの観光素材を最大限生かして、これまでの羊毛を活用した体験のほかに、カヌー、釣り堀、キャンプなどのアウトドア体験、川西の丘のフットバス、更には羊肉オリジナル料理などを盛り込んだ、見て、食べて、遊ぶことのできる多様で魅力のある夏休み体験観光を企画し、現在その取り組みについて推進をいたしているところであります。

そこで、静岡県まかい牧場を例に挙げられ、羊と雲の丘における体験観光等の取り組みについて具体的な観光開発計画を策定して推進していくべきとお尋ねでありました。

本市の観光開発につきましては、昭和62年に策定をした観光開発基本計画に基づいて各種事業を展開いたしてまいりました。その後、観光のあり方も過去の通過型観光から滞在型へ、見学型の観光から体験型へと需要動向が大きく変化をし、これらの観光ニーズに的確にこたえられる施設等の条件整備が望まれる状況になってきたところであります。

こうしたことから、平成5年に既に整備をいたしましたレストラン、羊飼いの家と世界のめん羊館を中核施設として、新たにめん羊工芸館やプチホテル等の宿泊施設、更にドライフラワーづくり、観光農園など多種多様な観光メニューを整備し、本市観光の目指すべきグリーンツーリズムの拠点となる羊と雲の丘観光構想を策定し、翌平成6年にはこの具現化を図るための調査をハナマス財団に依頼し、本構想実現に向けてのステージづくりに努めてきたところであります。

しかしながら、その後この事業計画の推進につきましては変遷著しい観光ニーズの動向や本市の財政事情なども考慮する中で、特にハード事業の推進につきましては計画どおりの実施が困難な面も生じてまいりましたことから、やれることからの実践として既存施設をフルに活用し、市民の協働参加による市民観光意識盛り上げ事業を初めとし、子羊の名づけ親募集事業や羊と雲の丘フォトコンテストの実施、更にはサフォークフェスティバルや全国ニット大賞など、市内のサフォーク運動にかかわる多くの関係団体との協力のもとに多数のイベント事業なども開催されるなど、これらのソフト事業を中心とした取り組みを推進いたしてきたところであります。

そこで、今後羊と雲の丘観光を一層発展させていくことが地域経済活性化の上からも極めて重要であり、このためにはその地域に根差した豊かな自然、文化、産業、スポーツなどの地域特性を生かした多様な体験観光等の充実を図ることは、子供から大人まで年齢層を問わず多くの方々に訪れていただけますし、更にその観光行動に要する滞在時間も長期化いたしますことから、観光戦略といたしましては極めて効果的な取り組みと考えております。

したがいまして、今後とも羊と雲の丘の観光振興につきましては、ただいま申し上げてまいりました羊と雲の丘観光構想の方向性を基本として、井上議員の御提言の趣旨を十分踏まえながら、合併後の新市建設計画においても示しております。めん羊工芸館等の整備を中心として、羊と雲の丘の特性、優位性を十分に生かした集客力の高い体験観光事業等の展開が図られますように、その条件整備などについてサフォークブランド土別プロジェクトを中心として、関係団体とも今後なお一層協力関係をつくっていかねばならないと思っております。

なお、井上議員もニット大賞では相当頑張っていたいておりますし、もう一言だけこの際こんなに変わったんだということを申し上げたいんですけども、かつて土別のかんりの市民は羊では飯は食っていけんぞと、一生懸命やろうとすることに対する水を差すようなことを言う方がたくさんいらっしゃいました。しかし、今日これだけ多面的な中で新しい産業興しをこれからやろうとする、ようやく私は長い歴史の中にその気風が整ってきたと、いよいよこれからやるぞというのがみんなが期待している動きではないか。

特に、私は旭川市長にも申し上げましたが、今回の旭山動物園のあの大繁盛ぶりは、私はそのうちののぼりを立てて、あそこで商売をしに集客にまいりますと、こういうことも言っておりますし、それで旭川市長にはぜひあそこに来ている外国からのお客さん方が、あるいは本州から来ているお客さん方がどんな経路を経て帰っていつているのか。それはやっぱり中心都市

をなす旭川市はそれぐらいのデータをつくって、この道北一円に情報を提供すべきではないかと、いやそのとおりだと言っておりますので、いよいよ旭川空港も1週間に4便の往復をしますので、これからそういった視点も入れながら、とにかくある人がおっしゃいましたけれども、この旭川から稚内までの間であのようなすばらしいロケーション、景観を眺めながら食事をするとところは全くないと。だから頑張らなければならない。決して道北は観光の不毛地ではないと、そういう自信をみんなを持って、むしろマイナス思考ではなくてプラス思考で頑張っていきたいと思いますので、井上議員もぜひニット大賞で頑張ってもらいたいと、よろしく願いいたしまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、光ファイバー網の整備についてお答え申し上げます。

近年のインターネットの普及に伴い、その利用は従来の電子メールやホームページの閲覧などの文字データを中心としたものから、動画や音楽などの大容量の通信が可能であるブロードバンド環境へ移行しており、特に高速通信で双方向に大容量で通信できる光ファイバーが求められている状況にあります。

道内におきましては、NTT東日本が道と各市町村を光ファイバーで結び、高速で大容量の基幹通信回線を各市町村の交換局まで整備し、更に札幌市や旭川市を初め29市町の各世帯で光ファイバー接続が可能となるなど、光ファイバーによるインターネット環境が整備され、道内の世帯普及率は平成17年3月現在において3.86%、全国の世帯普及率は5.72%で、またDSLの普及率は北海道で20.48%、全国で27.44%となっております。

道においては、平成14年度に民間主導による整備を基本としたブロードバンド環境を早期に実現するための北海道ブロードバンド構想を策定し、官民の連携強化のもと現在その対策を講じているところでございます。

本市の光ファイバーの整備状況につきましては、平成14年に総務省の補助事業である地域インターネット整備事業を活用して庁内LAN整備に取り組み、本庁と病院及び図書館を無線LANで、教育委員会と総合体育館を光ファイバーで接続し、更には昨年の朝日町との合併に伴い、本庁と朝日総合支所を光ファイバーで接続し、住民票システムなどの総合行政システムを稼働している状況にあります。

ADSL接続の整備につきましては、市内中心部においては平成14年から、旧NTT土別営業所から半径約2キロメートルの範囲内においてISDNよりも容量の豊富なデータを送信できるADSLも2回線で接続となり、平成16年には多寄町において多寄ブロードバンド誘致の会が設立され、この会を中心として接続希望者を募るなど誘致活動の取り組みがなされ、ADSLのサービスの提供が受けられることとなったところであります。

また、平成17年には朝日町においても同様の誘致活動によりADSL回線で接続可能となったところであります。更に、市内上士別町におきましても平成16年にブロードバンド上士別誘致委員会が設立され、ADSL接続希望者を募るなど誘致活動の取り組みがなされており、過

日この委員会から市に対して早期整備の実現に向けて要望がありましたことから、去る13日にNTT東日本に対して要望書を提出したところであります。

しかしながら、これらの地域を除いてISDN回線で接続している状況であり、情報格差のないブロードバンド環境を構築するためにはこれら地域への対応が今後の課題となっております。

次に、光ファイバー網の早期整備についてであります。電気通信事業者に頼らず自治体はその整備の主体となってブロードバンドを進めた事例であります。長沼町では平成14年度に総事業費約10億円、補助金額3億5,000万円でブロードバンドによるインターネットを利用できる環境を整備し、議員のお話しにもありましたニセコ町では町内中心部が既にADSLで整備されておりましたが、リゾート地帯の山間部が未整備であることから、町内中心部と山間部のリゾート施設までをつなぐ光ファイバーを平成16年度に総事業費約5,000万円、補助金額約1,600万円で町が整備し、そしてNTT東日本が山間部地帯について光ファイバーを整備したと聞いております。

このように、市が直接投資して本市域内に光ファイバーを網羅し、市民にインターネットを利用できる環境を整備するとした場合、多額の経費を要することから極めて難しい状況にあり、電気通信事業者による整備を目指してまいりたいと考えております。

そこで、今後の誘致運動であります。本市と同様の規模である紋別市や稚内市の誘致運動は市民や商工会議所などが中心となり、また深川市においては市も誘致運動に参画し、NTT東日本により整備されたところであります。光ファイバー網の整備はブロードバンド化の最終的な目標でありますことから、本市におきましても先進地である自治体の整備状況を調査、把握するとともに、NTT東日本に整備の可能性についても調査しつつ、関係団体とも協議しながら今後の対応に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時23分散会）